

社会福祉法人自由ヶ丘福祉会 評議員・役員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人自由ヶ丘福祉会（以下「法人」という。）の評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 評議員及び役員の報酬等は、定款第9条及び第23条に定めるところにより無報酬とする。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。